

難病対策の概要

我が国の難病対策は、昭和４７年にまとめられた「難病対策要綱」に基づき、難病対策事業を行っています。

昭和４７年当初に（１）調査研究の推進、（２）医療施設の整備、（３）医療費の自己負担の解消 を３本柱として事業が開始されましたが、現在では（３）を医療費の自己負担の軽減とし、また新たに（４）地域における保健医療福祉の充実・連携、（５）ＱＯＬの向上を目指した福祉施設の推進 が加えられ、この５項目を柱に各種事業を運営・推進しています。以下、この項目にしたがって概要を説明します。

難病対策の５本柱	事業の種類
（１）調査研究の推進	厚生科学研究 ＊特定疾患対策研究 ４８班 （保健医療局） 障害保健福祉総合研究 （障害保健福祉部） 子ども家庭総合研究 （児童家庭局） 精神・神経疾患研究 （国立病院部）
（２）医療施設等の整備	国立病院・療養所の医療機器整備等 （国立病院部） 重症心身障害児（者）施設整備 （国立病院部） 進行性筋萎縮症児（者）施設整備 （国立病院部） 国立精神・神経センター経費 （国立病院部） ＊重症難病患者拠点・協力病院設備 （保健医療局） 身体障害者療護施設における ALS 等受け入れ体制整備 （障害保健福祉部）
（３）医療費の自己負担の軽減	＊特定疾患治療研究 ４５疾患 （保健医療局） 小児慢性特定疾患治療研究 （児童家庭局） 育成医療 （障害保健福祉部） 更生医療 （障害保健福祉部） 重症心身障害児（者）措置 （障害保健福祉部） 進行性筋萎縮症児（者）措置 （障害保健福祉部）
（４）地域における 保健医療福祉の充実・連携	＊難病特別対策推進事業 （保健医療局） ＊難病患者生活支援促進事業 （保健医療局） ＊特定疾患医療従事者研修事業 （保健医療局） ＊難病情報センター事業 （保健医療局）
（５）ＱＯＬの向上を目指した 福祉施策の推進	＊難病患者等居宅生活支援事業 （保健医療局）

＊はエイズ疾病対策課所管の事業